

2026 年度  
北海道新聞社会福祉振興基金福祉公募助成  
＜福祉活動助成＞  
**募集要項**

## 1. 目的

道内の福祉の振興と向上を図るため、福祉活動の未開発部門の開拓、組織や人材育成の強化、また、社会福祉の裾野を広げる取り組みを行う福祉団体・グループの活動に対して助成し、福祉活動の奨励の一助とします。

## 2. 主催

公益財団法人北海道新聞社会福祉振興基金  
株式会社北海道新聞社  
社会福祉法人北海道社会福祉協議会

## 3. 助成金額

助成対象事業費の80%以内（千円未満切り捨て）を上限とし、1件の助成額は30万円を限度とします。助成額は、申請額より減額のうえ決定される場合があります。また、助成対象事業費が減額した場合などは、決定額を減額調整します。

## 4. 助成の対象となる団体・グループ

次のいずれにも該当していること

- ①構成する会員を最低5人以上有すること
- ②2026年5月18日（本助成申請書提出締切日）で活動実績が1年以上あること
- ③2024年度（令和6年度）、2025年度（令和7年度）に助成対象となっていないこと
- ④特定の政治団体（政党など）、宗教団体などから独立していること

また、次のいずれかに該当していること

- ①道内に主な拠点を置く社会福祉法人、福祉を目的としたNPO法人、社団法人、財団法人等（道内の活動を主とする）
- ②道内に主な拠点を置き、地域の福祉活動やボランティア活動に取り組む団体・グループ（道内の非営利活動を主とする）
- ③大規模災害に係る支援活動に従事している道内の団体・グループ（支援活動の実態が証明できること）

## 5. 助成の対象となる事業・活動区分および期間

【事業・活動区分】

次のいずれかに該当していること

- ①人材育成 福祉に関する人材育成や団体・グループの資質向上のための活動
- ②虐待貧困 虐待・貧困問題に関する活動
- ③児童福祉 子どもの福祉の振興と向上を図る活動
- ④高齢者福祉 高齢者福祉の振興と向上を図る活動
- ⑤障害者福祉 障害者福祉の振興と向上を図る活動
- ⑥障害者スポーツ 障害者のスポーツを振興する活動
- ⑦被災者支援 大規模災害の被災者を支援する活動
- ⑧その他 その他、北海道内の福祉の振興と向上に必要と認められる活動

ただし、下記のような活動は対象となりません

- ①営利を目的とする活動
- ②特定の個人または団体の利益のみに寄与する活動

【期間】

2026年8月から2027年2月までの事業を対象とします。

なお、従来から継続している活動でも、新たに開始する活動でもかまいません。

## 6. 助成先の選考について

助成先については、別に定める審査基準に基づいて総合的に選考します。

## 7. 助成の対象となる経費

助成事業に活用する経費のみを対象とします。

- ①各種事業活動経費（通信費、運搬移送費、会場賃借料、活動時の賠償責任保険料、印刷製本費等。団体の経常経費を振り替える形での請求は認められません）
- ②各種教育研修費（会場賃借料、謝金、交通費、宿泊費等）  
※謝金、交通費、宿泊費については外部講師に対するものに限る
- ③備品購入費  
※パソコン等 OA 機器等については必要以上に高価でないもの
- ④その他必要と認められる経費

## 8. 助成の対象とならない経費

下記の経費は助成対象外となります。

- ①当該事業経費のうち当基金以外の団体等から充当される助成金や寄付金相当額
  - ②飲食経費
  - ③外部講師以外への謝金、交通費、宿泊費  
※「外部講師以外」には申請団体の役員・会員、アルバイト、ボランティア、スタッフを含む
  - ④2026年7月までに発生した経費及び2027年3月以降に発生する経費
  - ⑤営利を目的とした事業経費
  - ⑥活動に直接必要でない経費
  - ⑦助成を受けた事業の報告書作成にかかわる経費
  - ⑧小規模通所就労支援事業所（就労継続支援 B 型事業所・地域活動支援センター・共同作業所等）の器具備品、生活介護関連備品の購入費
  - ⑨その他、審査において認められなかった経費
- 〈注〉⑧の助成を希望する団体は、別途発する「小規模就労支援助成」要項を参照してください。

## 9. 助成金の返還

次の場合は、助成金の返還を求めます。

- ①助成金の目的外流用等が判明した場合
- ②当初申し込んだ計画が変更となり、助成金を執行しなかった場合
- ③助成金額のうち助成対象事業費の80%を超えた分

## 10. 申し込み条件

1 団体・グループにつき1活動の申請とすること

※同内容の活動を年間に複数回行う場合、1活動として申請可能。ただし、助成対象となるのは、2026年8月から2027年2月までに支払った経費とする

## 11. 申請書類等の請求

申請書類ならびに本募集要項は道新福祉基金ホームページ (<https://fukushi.hokkaido-np.co.jp/>) からダウンロードできます。

## 12. 申請方法

申請にあたっては、活動が助成対象に該当するか十分に確認のうえ、所定の申請書に下記の必要書類を添付し、「北海道社会福祉協議会」宛に郵送にて提出してください。

なお、助成申請書(下記①)は電子媒体(メール)でも提出してください。

※電子媒体(メール)での提出が難しい場合には下記お問い合わせ先までご相談ください。

提出された助成申請書・添付書類は採用、不採用にかかわらず返却はできませんので、あらかじめ了承願います。

### ※必要書類

①2026年度北海道新聞社会福祉振興基金福祉活動助成申請書

②団体の役員名簿、会員名簿

③助成申請事業の年間スケジュール(別紙①)

④2025年度(令和7年度)の団体の事業報告書

※決算確定前の場合は、2024年度(令和6年度)の報告書を送付してください。

⑤2025年度(令和7年度)の団体の収支決算書

※決算確定前の場合は、2024年度(令和6年度)の決算書を送付してください。

⑥助成申請事業の事業計画

⑦ " " の収支予算書(別紙②参照)

⑧助成金による物品購入の場合は、商品のカタログ・パンフレットや購入予定業者からの見積書等、価格の分かるもの

※後日照会することがありますので、助成申請書等は必ず複写して手元に残してください。

## 13. 応募期間

2026年4月13日(月)から5月18日(月)まで ※当日消印有効

## 14. 助成の決定

北海道新聞社会福祉振興基金評議員会において、2026年7月下旬に審査決定し、北海道新聞紙上で発表するとともに、助成申請団体へ結果を通知します。

なお、選考経過等、審査の内容に関する問い合わせには、一切応じませんのでご了承ください。

## 15. 助成金の交付

助成金は、2026年8月(予定)に指定の口座へ振り込みます。原則として、助成金が10万円を超える場合は8月に10万円を交付し、残金は事業報告書提出後に精算交付します。

## 16. 報告書の提出について

助成決定団体は、助成事業終了後速やかにその使途と成果についての報告書(主な活動の写真や経費の領収書原本を添付)を提出してください。

最終期限:2027年3月9日(火)

## 17. 個人情報の保護について

今回の申請を通じて得た個人情報は、選考作業や団体・グループへの連絡等、本事業の遂行に必要な範囲で主催者が利用することがあります。

なお、助成決定団体については、団体名や代表者名、活動内容、助成金額等を公表する場合があります。

### 【申請書類の提出先、問い合わせ先】

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2.7  
社会福祉法人北海道社会福祉協議会  
地域福祉部地域福祉課  
TEL 011-271-0683/FAX 011-271-3956  
E-mail d-vola@dosityakyo.or.jp